

インボイス制度について

インボイスとは売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項は、

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ②取引年月日
 - ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
 - ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
 - ⑤税率ごと区分した消費税額等
 - ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- です。

インボイス制度とは

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

買手は仕込税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

買手は、自ら作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され、取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

大まかに説明すると、この様な制度です。

我々の療養費や施術料には基本的に消費税はかからないので、インボイス制度には参加しない方向の院が大半だと思います。

インボイス制度に申請されたい先生やインボイス制度について詳しく説明を受けられたい先生は、2月初旬までに、上岡税理士事務所まで御連絡を頂けたらとの事です。上岡税理士事務所 (0744)-32-8912

(参考3) インボイス制度特設サイト・相談窓口

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内
 - ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
 - ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ&A
- などを随時掲載しています。

特設サイト



特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。各種請求書（インボイス）が発行できるのは、「適格請求書発行者」に限られ、この「適格請求書発行者事業者」になるためには、登録申請書を送出し、登録を受ける必要があります。

※登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日(金)以降です！！

全国どこからでも参加可能なオンライン説明会にご参加ください！

Youtube 国税庁動画チャンネル

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談については、専用ダイヤル・インボイス相談専用相談センターで受け付けております。

【フリーダイヤル】
0120-205-553（無料）
【受付時間】
9：00～17：00（土日祝除く）

税務署にて急ぎ相談し、具体的に登録や事業関係を確認する必要があるなど電話での回答が困難な相談も受け付けております。

課税概要

お問合わせが早い税務署検索

お問合わせが早い税務署検索

Q & A

取扱通達

e-tax

申請手続

国税庁

《オンライン説明会について》

- 国税当局において、事業者の方にインボイス制度をご理解いただくため、オンライン形式による説明会（以下「オンライン説明会」といいます。）を実施しています。
全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

説明会サイト



- 軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご相談は、以下で受け付けております。

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイドンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度及びインボイス制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）とつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイドンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。